

第8期古河市障害福祉計画及び第4期古河市障害児福祉計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 実施要領の趣旨

第8期古河市障害福祉計画及び第4期古河市障害児福祉計画は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第88条第1項「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第2項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、各年度における障害福祉サービス、障害児通所支援や相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画となるため、社会的背景及び地域特性を考慮し、現状の把握と障がいのある方のニーズや課題を整理し、施策提案も含めた計画を策定する必要がある。

したがって、豊富な経験と高い専門知識や、従来の行政にはない視点により、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務の内容

(1) 委託業務名

第8期古河市障害福祉計画及び第4期古河市障害児福祉計画策定業務

(2) 業務内容

別添、仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約日の翌日から令和9年3月15日（月）までとする。

(4) 予定金額（上限金額）

金7,220,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 委託予定者選定方法

公募型プロポーザル方式により選定

4. 参加資格条件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 古河市入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（令和14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（令和11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員が関与し、又は経営する法人でないこと。
- (6) 過去5年間で障害者基本計画、障害（児）福祉計画の契約実績が1件以上あること。
- (7) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。
- (9) 本業務は、古河市入札参加資格の有無に関わらず広く提案を求める必要があるため、次の各号に掲げる書類を参加証明書兼誓約書の提出期限までに提出し、市の確認のうえ、当該プロポーザルに参加することができる。
 - ①履歴事項全部証明書写し（登記簿謄本）
 - ②法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書 ※最新のもの
 - ③財務諸表の写し ※最新のもの

5. 全体スケジュール（予定）

内 容	期間又は期日
実施要領の公表	令和8年5月7日（木）古河市公式ホームページに掲載
質問受付	令和8年5月7日（木）～5月15日（金）17時まで
質問回答	令和8年5月20日（水）17時までに 古河市公式ホームページに掲載
参加表明書の提出期限	令和8年5月25日（月）17時まで
参加可否通知	令和8年5月27日（水）
企画提案書の提出	令和8年6月1日（月）17時まで
第1次審査（書類審査）	令和8年6月4日（木）
第2次審査（プレゼンテーション）	令和8年6月10日（水）
委託業者決定通知	令和8年6月15日（月）
契約	令和8年6月下旬

※受付等は土、日、祝日は行いません。また、各実施日は特段の事情が生じた場合は変更することがあります。

6. 質疑受付・回答

(1) 質問受付

令和8年5月7日（木）～5月15日（金）17時まで

(2) 受付方法

「質疑書」（様式1）に必要事項を記入の上、電子メールで提出すること。

送付先：shogai.fukushi@city.ibaraki-koga.lg.jp

① 件名に【古河市障害（児）福祉計画プロポーザル質問】と記載すること。

② メール送信後に必ず送信した旨の電話連絡をすること。

③ 電話など口頭による質問の受付及び回答は一切しない。

(3) 回答

質問に対する回答は5月20日(水)17時までに、古河市ホームページにて回答を掲載する。

7. 参加表明書等の提出

(1) 参加表明

プロポーザルに参加を希望する者は、下記(5)に定める書類を提出すること。

(2) 提出期限

令和8年5月25日(月)17時まで(必着)

(3) 提出先

古河市役所 福祉部 障がい福祉課

(4) 提出方法

持参もしくは郵送

(5) 提出書類

下記⑤～⑦に関しては、古河市入札参加資格者名簿に登録されている者は省略することができる。なお、提出された書類は返却しない。

① 参加表明書(様式2)

② 暴力団排除に関する誓約書(様式3)

③ 会社概要(任意様式により、資本金、年商、従業員、組織図、業務資格、事業内容等を記載したもの。パンフレット可。)

④ 業務実績書(様式4)

⑤ 履歴事項全部証明書写し(登記簿謄本)

⑥ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書 ※最新のもの

⑦ 財務諸表写し ※最新のもの

(6) 参加の可否

参加資格を確認し、令和8年5月27日(水)に参加の可否を通知する。

8. 辞退方法

(1) 参加表明受付後の辞退

辞退届(様式5)を提出すること。

(2) 提出期限

令和8年6月1日(月)17時まで(必着)

(3) 提出先

古河市役所 福祉部 障がい福祉課

(4) 提出方法

持参もしくは郵送

9. 企画提案書等の提出

仕様書に基づいた下記に定める企画提案書等を提出すること。

(1) 企画提案書

① 企画提案書の様式

ア. 企画提案書は縦置き横書きで、基本的に A4 版両面印刷で左綴じで 10 枚 20 頁以内とする。

ただし、表現の都合上、用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。また、スケジュール等、資料の作成上 A3 版を利用した方が分かりやすい場合は、A3 版の利用も可とする。なお、A3 版は A4 版 2 枚とカウントする。

イ. 企画提案書は目次及びページ番号をつけること。なお、表紙、目次はページ数に含めない。

② 企画提案書の記載内容

別紙の仕様書をもとに、次の項目順に業務の進め方、手法等の技術的な提案について企画提案の趣旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく具体的に記載すること。ただし、提案限度額の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

ア. 事業実施体制の確保について

イ. 事業実施全体計画について（業務ごとに表形式で作成すること）

ウ. 障害福祉サービス事業所調査について

エ. 現状分析及び課題の抽出

オ. 課題の整理について

カ. 政策動向の把握について

キ. 計画骨子案の作成について

ク. 計画素案の作成について

ケ. 会議支援について

コ. 報告書等をわかりやすく、読みやすくするための工夫について

(2) 受託成果物

過去に受託した障害福祉計画書を一部抜粋したもの。計画書の内容を修正または加工したものは不可とする。

(3) 業務工程表（任意様式）

(4) 配置予定技術者の経歴書（任意様式）

(5) 見積書（任意様式）

消費税を含む金額を記載するとともに内訳（人件費、直接経費、一般管理費等）について、積算根拠を詳細に記載すること。

(6) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）を直接持参または郵送にて提出すること。

(7) 提出期限

令和8年6月1日（月）17時まで（必着）

(8) 提出先

古河市役所 福祉部 障がい福祉課

〒306-0221 茨城県古河市駒羽根1501 古河市総和福祉センター「健康の駅」内

(9) 企画書等の取扱い

- ア. 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。
- イ. 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ. 企画提案書は、古河市情報公開条例（平成17年古河市条例19号）に基づく公文書開示請求の対象となる場合がある。
- エ. 市は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- オ. 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、本プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- カ. 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- キ. 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
- ク. 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、市にて複製を行う場合がある。
- ケ. 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。また、提出書類については、参加者に無断で、本業務の優先交渉事業者の選定以外の目的で使用しない。ただし、本市が本プロポーザルの評価及び議会報告等で必要と判断した場合は、企画提案書等の使用、複製及び公開を、無断、無償で行う場合がある。
- コ. 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は参加者が負う。

10. 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、古河市第8期古河市障害福祉計画及び第4期古河市障害児福祉計画策定業務プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施する。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている全ての事業者について、書類審査を実施する。

なお、審査は非公開で行い、第二次審査に進む第一次審査合格者を3者程度決定する。第一次審査結果は、企画提案書等を提出した全ての事業者に文書で通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

① 実施日時

令和8年6月10日（水） ※実施時間は別途個別に通知する。

② 実施場所

古河市役所総和庁舎 3階 特別会議室

〒306-0291 茨城県古河市下大野 2248 番地

③ 注意事項

ア. 所要時間は25分程度とする。（説明15分、質疑10分）

イ. プレゼンテーション用資料は、企画提案書に記載のない内容を追加することは認めない。

ウ. プレゼンテーションの説明者は3名以内とし、業務受託した場合の主担当者が中心となり説明すること。

エ. パソコンの使用可。（プロジェクター及びスクリーンは市で用意）パソコンは各参加者が持参。

11. 選考方法

- (1) 選考は、選定委員会において定めた「第8期古河市障害福祉計画及び第4期古河市障害児福祉計画策定業務事業者評価基準」に基づき、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等の内容により審査する。
- (2) 審査の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の高い者から順に契約締結の交渉を行う。
- (3) 最も高い評価点の合計を獲得した提案者が複数いる場合は、選定委員会において協議し優先交渉権者候補者を選考する。
- (4) 選定委員会の評価点の合計が全体の6割未満である場合は、優先交渉権者としては選考しないものとする。

12. 審査結果通知及び公表

- (1) 第二次審査の結果は、令和8年6月15日（月）に、第二次審査に参加した全ての業者

に文書で通知し、古河市公式ホームページで公表します。

なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者名のみを公表します。

13. 失格事項

- (1) この要領に定める手続以外の方法により本市の職員及び市関係者にプロポーザルに対する援助を求めた場合
- (2) 提出された見積額が、提案限度額を超過している場合
- (3) 提出方法及び提出期限に適合しない場合
- (4) 様式に適合しない場合や記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (5) 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (6) 要件に適合しない提案の場合

14. 契約に関する基本事項

(1) 契約方法

優先交渉権を与える順位の決定後、順位が最も高い事業者と契約締結の交渉を行う。

なお、契約締結の交渉の結果、合意に至らなかった時は、次に順位が高い事業者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約内容

契約内容は、企画提案書等に基づき、契約を行う事業者とともに内容を確認の上、決定するものとする。

(3) 契約保証金

契約締結にあたっては、古河市契約規則第30条に従い、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、古河市契約規則第33条の規定に該当する場合は保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、業務完了時に支払うものとする。なお、契約時に着手金が必要な場合は事前に協議すること。

(5) 契約締結における個人情報の取り扱い

契約締結にあたっては、古河市個人情報保護条例に従い、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

15. その他

- (1) 事業者の応募がない場合又は優先交渉権者が決定しなかった場合は、再度公募を行うことがある。
- (2) 本プロポーザルに要する経費及び提出に関する経費は、全て提案者が負担するものとする。

る。

16. 事務局

担当部署 古河市役所 福祉部 障がい福祉課 (担当者 稲葉)

Mail shogai.fukushi@city.ibaraki-koga.lg.jp

住所 〒306-0221 茨城県古河市駒羽根 1501 古河市総和福祉センター「健康の駅」内

電話 0280-92-4919 (直通) FAX 0280-92-5594